

いすみ市推奨品認定要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内で生産された特産物及び特産品（以下「市内産品」という。）をいすみ市推奨品に認定し、広く普及宣伝を行うことにより、市内産品の需要の拡大を図ることを目的とする。

(認定の申請等)

第2条 いすみ市推奨品の認定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 市内産品の製造、加工又は販売について、法令等による許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を有していること。

2 いすみ市推奨品の認定を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、いすみ市推奨品認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(推奨品の審査及び認定等)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、市長が別に定める認定基準に基づき、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要に応じて次の者から意見を聴くものとする。

- (1) いすみ市商工会
- (2) 夷隅東部漁業協同組合
- (3) いすみ農業協同組合
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は、第1項の規定により、市内産品をいすみ市推奨品に認定したときは、いすみ市推奨品認定証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(認定マーク)

第4条 前条の規定により、認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、いすみ市推奨品に認定された市内産品（以下「認定推奨品」という。）に市長が別に定める認定マークを表示することができる。

(認定期限及び更新)

第5条 認定推奨品の認定期限は、認定を受けた日から起算して3年を経過する日までとする。

2 前項の認定期限が満了となる場合において、認定期限の更新を受けようとする認定者は、認定期限の2か月前までに、いすみ市推奨品認定期限更新申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(認定の変更)

第6条 認定者は、第2条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかにいすみ市推奨品申請事項変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（準用）

第7条 第3条の規定は、前2条の規定による申請書の提出があった場合について準用する。ただし、当該申請の内容が認定内容の軽微な変更である場合は、第3条第1項の規定による審査を省略することができる。

（検査）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、認定推奨品の検査を行うことができる。

（認定の取り消し）

第9条 市長は、認定推奨品が次の各号のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- （1） 認定推奨品の品質等が認定基準に適合しないと認められるとき。
- （2） 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- （3） 認定推奨品の信用を著しく害する行為があると認められたとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布日から施行する。